



2024年11月7日
全国港湾24発第32号
港運同盟発24-第55号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービスグループ長 南 亮 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次



港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が我が国経済と物流を支える重要な産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 石炭火力フェードアウトに向けた状況について（資源エネルギー庁）

(1) 脱炭素化に向けた電力需給政策及び火力発電を取り巻く状況、石炭の安定供給確保に向けた進捗状況の説明を求めます。

(2) いま、石炭火力発電施設の段階的な休・廃止に伴い、全国的に石炭荷役作業を引き受けている港湾運送事業の継続や港湾労働者の雇用が喪失する事態に陥っていることから、このほど行政、電気事業者、港運事業者、労働組合の4者による「第1回連絡対策会議」が開催されました。引き続き、石炭火力発電のフェードアウト、公正な移行に向けた情報交換、特に港湾運送事業の継続と雇用対策を最優先に講じることを求めます。

2. 港湾運送料金の適正収受について（経済産業省）

(1) 政府のすすめる「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」施策を荷主団体へ強力に推し進めるとともに事業者間の競争激化や港運事業者と船社・荷主（団体）との力関係や港湾荷役料金が平成7年（1995年）認可タリフが引き上げられていないためにダンピングが行われています。つきましては、貴省と国土交通省、中小企業庁と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対して港湾運送料金の適正収受を「後押し」していただきますよう求めます。

(2) 港湾運送料金の適正収受については、依然として労務費や燃料費等に係る適切な料金が収受できていません。つきましては、港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善に向けて港湾を利用する悪質な船社や荷主に改善を促し、改善策に応じない場合には是正勧告を出すとともに社名を公表するよう求めます。同時に両罰規定を適用させるなどの法整備を求めます。

(3) 物流業界が抱える「2024年問題」の解決に向けて、港湾運送事業にしわ寄せが来ることがないように「トラックGメン制度」と同様に港湾運送業界においても港湾を利用する船社や荷主、港運元請事業者の監視を強化する「港運Gメン制度（仮称）」の創設などによる実現可能な対策を検討するよう求めます。

(4) コスト上昇分の円滑な価格転嫁について、港湾運送事業はトラック運送のような「標準的な運賃や制度」が存在しないため、労働条件整備が遅れ、港湾荷役の担い手不足に拍車がかかっています。湾運送料金の適正収受、慣習・慣行の順守を図るため、貴省と所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との対策会議を設置し、必要な施策と法整備を求めます。

3. 港湾の通過貨物対策について（経済産業省）

内陸の港として拡大しつつあるインランドデポやインランドポートはコンテナラウンドユースだけではなく、保税などの通関機能も有しており、事実上の「港湾運送事業」が行われています。港湾運送事業への影響等を注視したうえで貴省と所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合等の関係機関による「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、必要な施策の改善と法整備を求めます。

4. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経済産業省）
安全輸送を重視する立場からドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用している液体輸送については「液体類専用タンクコンテナ」に切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。

5. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経済産業省）
貴省と所轄官庁である国土交通省が連携を図りながら荷主団体に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させたうえで運送依頼をするよう求めます。

6. 自然災害対策について（経済産業省）
2024年1月1日に発生した「能登半島地震」は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在も港湾労働者は就労する場を奪われています。つきましては、港湾機能を停滞させないためにも貴省と所轄官庁である国土交通省が連携を図りながら港湾運送事業の継続と港湾労働者の雇用の場を確保するよう求めます。

以上